

LINE ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）は、「Yahoo!プレイス利用約款」（以下「基本約款」といいます）に定める個別連携サービスとして、本連携サービス（第1条第3号に定義）を提供するにあたり、その利用条件として、「Yahoo!リザベーションマネージャー利用約款」（以下「本個別約款」といいます）を定めます。本個別約款は、基本約款に定める利用者が、本連携サービスを利用する場合に適用されます。なお、本個別約款で使用する用語の定義は、本個別約款に定めるものを除き、基本約款に定めるとおりとします。

第1章 本連携サービスの利用

第1条 （定義等）

本個別約款全体において共通して使用する語句および用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「飲食サービス」とは、対象施設において提供される飲食およびそれに付随するサービスをいいます。
- (2) 「PayPay グルメ」とは、当社が「PayPay グルメ」の名称により運営するインターネット上のサービスで、飲食サービスに関連するユーザー向けのサービスをいいます。
- (3) 「本連携サービス」とは、対象施設および飲食サービスに関する情報をユーザーに対して提供し、対象施設とユーザーとの間の飲食サービスの契約の機会を提供することを目的とする、第5条第1項各号を内容とする飲食店向けサービスをいいます。
- (4) 「本連携サービス利用契約」とは、本個別約款に基づく、本連携サービスの利用に関する契約をいいます。
- (5) 「本連携ツール」とは、管理ツールの追加機能として提供される、本連携サービスに関する管理ツールをいいます。
- (6) 「予約」とは、本連携サービスを利用して行う飲食サービスの契約または予約（席の予約、席およびコースの予約等を含むものとします）をいいます。
- (7) 「予約者」とは、予約の申込みを行ったユーザーをいいます。
- (8) 「予約情報」とは、予約者の氏名、メールアドレス、電話番号、来店日時、予約人数など、予約に関する全ての情報をいいます。
- (9) 「即予約」とは、予約のうち、対象施設に空席情報（第11号に定義）がある場合に、予約者が予約の申込みを行い、予約完了画面が予約者に提示された時点をもって、予約者と対象施設との間で成立する飲食サービスの予約をいいます。
- (10) 「リクエスト予約」とは、予約のうち、対象施設に予約者が予約の申込みを行い、対象施設が受け付けた時点をもって、予約者と対象施設との間で成立する飲食サービスの予約をいいます。
- (11) 「空席情報」とは、本連携ツールを通じて利用者が入稿する、対象施設で予約を受け付けることができる人数、時間帯、コース等の情報をいいます。
- (12) 「初回空席情報」とは、本連携サービス利用開始時の空席情報をいいます。
- (13) 「コース価格」とは、飲食サービスのコースの対価をいい、本個別約款に特に定める場合を除き、サービス料その他飲食に伴う負担、消費税、地方消費税その他賦課される税額等を含む総額をいいます。ただし、当該賦課される税額の計算に伴い生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとします。
- (14) 「コース情報」とは、本連携ツールを通じて利用者が入稿する、対象施設で予約を受け付けることができる飲食サービスのコース内容、コース価格等の情報をいいます。
- (15) 「本連携ツール入稿情報」とは、利用者が本連携ツールを通じて入稿する一切の情報（空席情報およびコース情報を含みますが、これらに限られません）をいいます。
- (16) 「飲食予約施設情報」とは、対象施設情報および本連携ツール入稿情報を総称したものをいいます。
- (17) 「対象施設ページ」とは、飲食予約施設情報および当社が任意に選択する情報（ユーザー投稿情報、当社が第三者から取得した情報その他当社が選択する対象施設のさまざまな情報の全部または一部等を

います)を掲載した、PayPay グルメその他当社が指定する当社のインターネットメディア上のウェブページをいいます。

- (18) 「本件値引サービス」とは、当社が自らまたは第三者と提携のうえユーザーに対して提供する、飲食サービスの料金を減額するサービスをいいます。
- (19) 「本件値引手段」とは、ユーザーが本件値引サービスを利用するための証票（電磁的記録を含みます）をいいます。
- (20) 「予約時値引設定額」とは、ユーザーが予約時に設定する本件値引手段の利用金額をいいます。
- (21) 「予約金額」とは、予約者が「席およびコースの予約」を行う場合の予約金額をいいます。
- (22) 「お会計金額」とは、予約者が対象施設の来店時に支払うべき会計金額(本件値引手段の利用前の金額)をいいます。
- (23) 「本利用料」とは、本連携サービスの利用料をいいます。
- (24) 「LINE」とは、当社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」をいいます。
- (25) 「LINE 内施設画面」とは、当社によって LINE 内に構築される、対象施設に関連する情報が掲載された画面をいいます。
- (26) 「LINE 連携サービス」とは、本連携ツール入稿情報の全部または一部（例として、空席情報が該当します）を LINE 内施設画面に掲載し、ユーザーが LINE を通じて対象施設の予約を行うことができるサービスをいいます。なお、当該予約は PayPay グルメの予約と同視し、本項第 6 号の「予約」に含まれません。

第2条 （本個別約款等の順守）

1. 利用者は、本個別約款および本連携サービスの利用に関するマニュアル、運用ガイドライン、掲載ガイドライン等（以下、総称して「本個別ガイドライン」といい、本個別約款と合わせて「本個別約款等」といいます）に定める条件および手続きを順守して本連携サービスを利用するものとします。
2. 本個別約款等に定めのない事項に関しては、基本約款の定めを準用します。なお、本個別約款等の内容と基本約款の定めが異なる場合は、当社が別途指定しない限り、本個別約款等が優先して適用されます。
3. 当社は、第三者が提供するサービスを本連携サービスの一部として提供することがあります。この場合、利用者は当該第三者が定める最新のサービス利用条件を順守するものとします。また、当該サービス利用条件は、本個別約款等の一部を構成するものとみなされます。なお、本個別約款等と当該サービス利用条件に齟齬がある場合、当社が特に指定しない限り、本個別約款等が優先します。
4. 利用者は、本個別約款等に明示されているか否かを問わず、本個別約款等に定める一切の義務をオーナーに課し、順守させる義務を負います。
5. 当社は、本個別約款等の内容を任意に変更または廃止（以下、本条において「変更等」といいます）することができます。この場合、当社は、あらかじめ届出のあった利用者のメールアドレスにメールを送信する方法、管理画面上で表示する方法または当社が適当と判断する方法により、当該変更等をする旨および当該変更等後の本個別約款等の内容ならびにその効力発生日を利用者に周知します。
6. 当社は、前項に基づく変更等が利用者に重大な不利益を及ぼすと判断する場合、相当の猶予をもって事前に周知するものとします。この場合、利用者が当該変更等の効力発生日の7営業日前までに当社所定の方式により本連携サービス利用契約を終了させる旨の申し出をしない限り、利用者は当該変更等に同意したものとみなします。
7. 前項に基づき利用者が本連携サービス利用契約を終了させる旨の申し出をした場合、本連携サービス利用契約は当該変更等の効力発生日の前日をもって終了します。
8. 前三項の定めにかかわらず、当社が本個別約款等の内容の全部の廃止を周知した場合、本連携サービス利用契約は当該廃止の実施日をもって終了します。
9. 前二項の場合でも、利用者は、本連携サービス利用期間中に発生した本利用料の支払義務を免れることはで

きず、また、支払済みの本利用料の返金を求めることはできません。

第3条 (契約締結の手続き)

1. 本連携サービスの利用を希望する者（以下「本連携サービス利用希望者」といいます）は、当社が特に認めた場合を除いて、一の対象施設ごとに一の本連携サービス利用契約を締結する必要があります。
2. 本連携サービス利用希望者は、対象施設であっても、席の予約を受け付けていない施設について、本連携サービスの利用を申し込むことはできません。
3. 本連携サービス利用希望者は、本連携サービスの利用申込みに先立ち、当社との間で、本連携サービスの対象とする対象施設にかかる本サービス利用契約を別途締結している必要があります。
4. 本連携サービス利用希望者は、本個別約款等の内容を確認し、これに同意した上で、当社に対して、当社所定の利用申込書を当社に提出する方法または当社所定の電磁的方法により、本連携サービスの利用を申し込むものとします。なお、本連携サービス利用希望者は、当社に対して、当該申込みを行う者が本連携サービス利用希望者を代表して本個別約款等に同意する権限および当該申込みを行うための権限を有することを保証します。
5. 当社は、本連携サービスの利用を認める対象施設について、当社が発行する1つまたは複数のビジネスIDに本連携ツールへのアクセス権限を付与することによって、前項の申込みに対する承諾を行うものとします。なお、本連携サービス利用希望者は、当社が本連携サービス利用希望者の申込み内容が適法か否かを審査する義務を負わないこと、また、当社がその裁量により申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了解します。
6. 当社が前項により承諾したときをもって、当社と本連携サービス利用希望者との間で、本連携サービス利用契約が成立します。
7. 利用者は、本連携サービス利用契約の有効期間中、本サービス利用契約を維持しなければなりません。

第4条 (初回空席情報等の入稿)

第3条第6項に基づき本連携サービス利用契約が成立した場合、利用者は、初回空席情報その他の別途当社が指定する情報の入稿処理作業を実施するものとします。

第5条 (本連携サービスの内容)

1. 当社は、利用者に対し、次の各号を内容とする本連携サービスの全部または一部を提供します。
 - (1) 対象施設ページを通じてユーザーの予約を受け付けられるサービス
 - (2) 当社がその裁量により指定する当社のサービス（Yahoo!検索を含みます）から対象施設ページへのリンクを設定するサービス
 - (3) LINE 連携サービス
 - (4) その他当社が個別に決定し利用者に通知するサービス
2. 当社は、当社の責任と判断により、本連携サービスまたは本連携サービスの提供に関連する業務の全部または一部を第三者に委託して実施することができます。
3. 利用者は、本連携サービスを、対象施設ページに飲食予約施設情報を掲載し、予約者から飲食サービスの予約を受け付ける以外の目的、または当社が不適当とみなした方法もしくは態様で利用することはできません。
4. 当社は、本連携サービスの提供に必要な範囲で、本連携サービスの全部または一部の内容を変更することができます。この場合、当社は、あらかじめ届出のあった利用者のメールアドレスにメールを送信する方法、管理画面上で表示する方法または当社が適当と判断する方法により、当該変更を利用者に周知します。なお、当社は、当該変更が利用者に重大な不利益を及ぼすと判断する場合、事前に周知するものとします。

第5条の2 (LINE 連携サービス)

利用者は、LINE 連携サービスに関して、次の事項に同意するものとします。

- (1) LINE 内施設画面には、本連携サービスの類似サービスを提供する他の事業者の予約導線が掲載される場合があること。
- (2) LINE 内施設画面は、飲食予約施設情報のほか、当社が独自に収集した対象施設に関する情報等をあわせて当社が自らの裁量で構築するものであり、利用者は当該画面を編集したり、非公開とすることはできないこと。
- (3) LINE 内施設画面には、当社が任意に選択する他の事業者の広告等を掲載する場合があること。また、当該広告等による収入は当社に帰属すること。
- (4) 当社が別途、利用者に対して仕様の変更を通知しない限り、次の制限が生じること。
 - ① リクエスト予約は受け付けられないこと。
 - ② 「Yahoo!リザーベーションマネージャー決済サービス利用規約」に基づくサービスの対象外となること。
 - ③ 予約は全てゲスト予約として扱われ、当社が単独でまたは利用者と共に共同で行う各種のキャンペーンの対象とならず、また、本件値引サービスの対象とならないこと。

第5条の3（利用サービスの選択等）

1. 利用者は、本連携サービスのうち第5条第1項第1号および第2号のサービス（以下、合わせて「メディア掲載サービス」といいます）と同項第3号のLINE 連携サービスについて、メディア掲載サービスとLINE 連携サービスの両方を利用するか、これらのいずれかのみを利用するかを選択することができます。なお、利用者は、利用するサービスを一度選択した場合でも当社所定の手続きにより変更することができます。
2. 利用者がLINE 連携サービスを単独で利用する場合、利用者は、自らが対象施設に関して開設しているLINE 公式アカウントサービスで予約の訴求、販促等を行う必要があり、当社が任意で実施している訴求、販促等は原則として行われなことをあらかじめ承諾します。
3. 当社は、当社との間でLINE 公式アカウント飲食予約プラン（以下「OA プラン」といいます）にかかる契約（以下「OA プラン契約」といいます）を締結し、利用者の保有するLINE 公式アカウントと本連携サービスを当社が指定する方法で連携した利用者（以下、当該利用者を「OA プラン利用者」といいます）のうち第1項の定めに従いLINE 連携サービスのみを利用している利用者のOA プラン契約が解約された場合、OA プラン契約の対象となっている対象施設（以下「OA プラン対象施設」といいます）にかかる本連携サービスの提供を一時的に停止することができます。
4. 前項の場合、利用者は、当社が別途定める方法により申告することで、本連携サービスの利用を再開することができます。
5. 当社は、利用者が2週間を超えても前項の申告を当社に対して行わない場合、利用者へ通知することで、OA プラン対象施設にかかる本連携サービス利用契約を解約することができます。
6. 第2項および第3項の定めにかかわらず、当社は、メディア掲載サービスとLINE 連携サービスの両方を利用しているOA プラン利用者に対して、第26条第1項もしくは第2項または第29条第1項もしくは第2項に基づく措置として、メディア掲載サービスの利用を停止し、LINE 連携サービスの単独利用のみを認める措置をとることができます。
7. 当社はOA プラン利用者に対し、本連携サービスとして追加サービスを提供する場合があります。当該追加サービスの詳細は、本個別ガイドラインに定めるものとします。

第5条の4（OA プラン利用者にかかる情報の利用）

OA プラン利用者は、本連携サービス利用契約の締結に関する審査結果情報、本連携サービス利用状況に関する情報その他の本連携サービスに関して当社が取得するOA プラン利用者にかかる情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める個人情報または個人関連情報を含みます）をOA プランの

提供に必要な範囲で「LINE 公式アカウント 飲食予約プラン 個別規約」に基づき取り扱うことに同意します。

第6条 (本連携ツールの利用許諾)

1. 当社は、本連携ツールを当社が提供する形式のまま、利用者が自ら利用し、またはオーナーに利用させることができる非独占的な権利を許諾します。
2. 本連携ツールは、次の機能を有するものとします。
 - (1) 本連携ツール入稿情報を入稿、変更または削除する機能
 - (2) 予約者から即予約、当該予約の変更、キャンセル等を受け付けたときは、これらに関する情報を当社所定の方法で対象施設に対し通知する機能
 - (3) 即予約を確認、変更、キャンセル等できる機能
 - (4) 予約者からリクエスト予約の申込みを受けたときは、これに関する情報を当社所定の方法で対象施設に対し通知する機能
 - (5) リクエスト予約の申込みを受け付け、または断り、リクエスト予約を確認、変更、キャンセル等できる機能
 - (6) 利用者またはオーナーが管理運営する対象施設のウェブサイト内に対象施設ページへのリンクを設定する機能
 - (7) 対象施設と予約者が予約に関する連絡を取る目的で利用できる電子掲示板形式のメッセージ機能
 - (8) 予約者による本件値引サービスの利用可否を設定できる機能（機能変更がなされた場合を除き、本件値引サービスごとに利用可否を設定する機能および本件値引サービスの利用可能金額を設定等する機能は含みません）
 - (9) その他上記機能に関連して当社が任意に追加する機能
3. 当社が提供する本連携ツールの具体的な機能および当社が設定する機能制限は、本個別ガイドラインに記載のとおりとします。
4. 利用者は、第2項第6号に基づきリンクを設定する場合、当社が同号のウェブサイト内のページビュー等を取得する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 利用者は、第2項第7号の機能を利用する場合、次の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 第2項第7号の機能が当社の管理する電子掲示板を通じて提供されること
 - (2) 電子掲示板が対象施設と予約者のほか、当社が閲覧できる仕様となっていること
 - (3) 当社が本連携サービスを適正に運営するために、電子掲示板に記載されている内容を閲覧し、第27条に従って削除、非公開等することができること
 - (4) いったん電子掲示板に投稿されたメッセージは、利用者において内容の修正、削除等ができないこと
 - (5) 当社所定の期間が経過した場合、当社が電子掲示板に記載されている内容を削除、非公開等することができること
6. 当社は、本連携ツールにアクセスし、本連携ツール内の情報を閲覧およびダウンロードすることができます。利用者は、当社により本連携ツールへのアクセスならびに情報の閲覧およびダウンロードについて、あらかじめ承諾するものとします。
7. 利用者は、本連携ツールを本連携サービスの利用以外の目的、または当社が不適当とみなした方法もしくは態様で利用してはならないものとします。
8. 利用者は、善良な管理者の注意をもって本連携ツールを自ら操作し、また、オーナーおよび従事者にも操作させるものとし、その操作および利用の結果について全て責任を負うものとします。また、利用者、オーナーまたは従事者の不適切な操作の結果、本連携ツールが停止もしくは故障した場合または機能不全に陥った場合、利用者は、当社に対してその被った損害を賠償するものとします。
9. 当社は、本連携サービスの提供に必要な範囲で、本連携ツールの機能の全部または一部を変更することがで

きます。この場合、当社は、管理画面上で表示する方法または当社が適当と判断する方法により、当該変更、追加または廃止を利用者に周知します。なお、当社は、当該変更、追加または廃止が利用者に重大な不利益を及ぼすと判断する場合、事前に周知するものとします。

第7条 (情報掲載)

1. 利用者は、対象施設ページを常に最新かつ正確な内容に維持できるよう、適時に本連携ツール入稿情報の変更または削除（以下「更新」といいます）を行うものとします。
2. 利用者は、本連携ツールを通じて更新した本連携ツール入稿情報の内容が遅滞なく対象施設ページ上に反映されるものではないことを承諾します。
3. 利用者は、本連携サービス利用契約の有効期間中、対象施設の営業の中断等、対象施設ページの公開を継続することが不相当と当社が認める事情がない限り、対象施設ページの公開が継続されることを承諾します。
4. 利用者は、飲食予約施設情報のほか、当社所定の方法により利用者またはオーナーが提供した対象施設に関する情報（以下「その他提供情報」といいます）の全部または一部が対象施設ページに掲載される場合があることを承諾するものとします。なお、その他提供情報に対しては、当社が別途定める場合を除き、本個別約款等中の本連携ツール入稿情報および飲食予約施設情報に関する規定が準用されます。
5. 利用者は、対象施設ページに掲載された飲食予約施設情報については、当社がその正確性を保証するものではないこと、当社の裁量によって修正、削除等を行う場合があること、また、当社が別途定める場合を除き、当社に対して修正、削除等を求めることができないことを承諾します。
6. 当社は、対象施設ページに、ユーザーが予約を検討する際の参考になると当社が判断した情報または機能（ユーザー投稿情報のほか、当社または第三者の商品や役務の案内、当社サービスもしくは当社の提携先のサービスに関するウェブサイトへのリンクの設置など）を付加することができます。利用者は、当該付加された情報または機能について、当社が何ら責任を負わず、個別の削除申請に応じないことをあらかじめ承諾します。

第8条 (代理作業)

1. 当社は、利用者が希望し、かつ、当社が必要と認めた場合、本連携ツールの設定作業（第6条第2項第8号の設定作業を含みます）のほか、本連携ツール入稿情報の入稿処理作業（以下、総称して「代理作業」といいます）を利用者に代わって実施します。
2. 前項に基づき当社が代理作業を実施する場合、利用者は、当社の指定する期日までに、当社所定のデータフォーマットに準拠して成形した本連携ツールの設定作業に必要な情報および本連携ツール入稿情報を提出するものとします。また、本連携ツールの設定作業に必要な情報および本連携ツール入稿情報のデータの授受等の詳細は、別途、当社が利用者に通知する手順に従うものとします。
3. 利用者は、当社による代理作業の実施に関して、次の各号に定める事項をあらかじめ承諾します。
 - (1) 当社が利用者から提出された本連携ツールの設定作業に必要な情報および本連携ツール入稿情報の正確性、適法性その他の問題の有無を確認、審査等する義務を負わないこと
 - (2) 当社が代理作業の実施および結果について一切の保証をしないこと
 - (3) 当社が自己の裁量により利用者から提出された本連携ツール入稿情報の修正、削除等を行う場合があること
 - (4) 利用者から提出された本連携ツール入稿情報に誤りがあった場合において、当該本連携ツール入稿情報を更新する必要があるときは、利用者において更新を行うこと

第9条 (予約の成立)

1. 利用者は、即予約の場合には、予約者が予約の申込みを行い、予約完了画面が予約者に提示された時点をもって、予約者と対象施設との間で飲食サービスの予約が成立すること、および、リクエスト予約の場合には、

予約者が予約の申込みを行い、対象施設が受け付けた時点をもって、予約者と対象施設との間で飲食サービスの予約が成立することを承諾します。

2. 対象施設と予約者との間で成立する飲食サービスの予約の内容は、本個別約款等に別途定める場合を除き、利用者またはオーナーが設定した利用条件（キャンセル料金等に関する定めを含みます。以下、本条および第10条において同じ）が適用されます。
3. 利用者またはオーナーは、予約に利用条件を設定しようとする場合は、予約成立前にユーザーが明瞭に認識できる場所または当社が設定した投稿場所に利用条件を掲載するか、予約成立後に自ら予約者に連絡して同意を得るものとします。利用者またはオーナーは、当該掲載または同意がない限り、当該予約者に対し、当該利用条件を適用することはできません。なお、利用者は、当社がこれに関与しないこと、また、利用者またはオーナーが当社に対し、予約者に代わってキャンセル料金を請求できないことを承諾します。
4. 利用者は、予約情報の正確性、対象施設ページへの誘導数、対象施設の予約獲得数、これらによる対象施設の売上等について、当社が何らの保証をするものではないことを承諾します。

第10条 （予約のキャンセル・変更等）

1. 利用者は、利用者またはオーナーが設定した利用条件に定めがある場合を除き、予約者の同意なく、予約のキャンセルまたは変更をすることはできません。利用者は、当該利用条件に従い、当該予約のキャンセルまたは変更を行う場合には、その責任において、自ら当該予約者に連絡し、来店日時の変更、キャンセル等の案内を行うものとします。
2. 利用者は、対象施設が本連携ツール上で設定した時刻までは、予約者が PayPay グルメまたは LINE を利用して当該予約をキャンセルできることを承諾します。
3. 利用者は、予約者に対し飲食サービスの提供が困難なおそれがあると当社が判断した場合、当社が当該事情を当該予約者に直接連絡する場合があること、また、当該予約者が利用者に対する何らの通知なしに、何らの責任を負うことなく、当該予約をキャンセル処理することができることをあらかじめ承諾します。
4. 当社は、当社が相当と判断した場合には、ユーザー（予約者のほか、対象施設に関する問い合わせ等を行った者を含みます）に対し、当社の定める LINE ヤフー 共通利用規約に基づき、当社サービスの全部または一部の利用を停止する措置を講じる場合があります。当該措置により、対象施設の予約者が、PayPay グルメを利用できなくなった場合には、利用者は、利用者自らまたはオーナーをして、当該予約者との間で直接、当該予約またはそのキャンセル、変更等に関する連絡を行うものとします。

第11条 （飲食サービスの提供）

1. 利用者は、予約者に対し、予約内容に相当する飲食サービスを提供するものとします。
2. 予約者と対象施設との間で予約が成立した後、利用者がコース内容その他の飲食サービスの内容を変更した場合であっても、利用者は、当該予約成立時点での予約内容と同等または同等以上の飲食サービスを予約者に対し提供するものとします。
3. 利用者は、予約者が負担するコース価格等の飲食料金その他の債務については、予約者が対象施設において飲食する際、対象施設において直接支払うこと、および、当社がこれに関与しないことを承諾します。

第12条 （本件値引サービスの利用設定）

1. 利用者は、本連携ツールより、予約者による本件値引サービスの利用を認めるか否かを設定することができます。なお、当社が個別にお知らせした利用者を除き、初期設定は「利用を認めない」に設定されます。
2. 利用者が初期設定を変更する場合または初期設定変更後に改めて設定を変更する場合は、以下の定めが適用されます。
 - (1) 変更した設定が反映されるのは変更日の翌日となること
 - (2) 予約者が本件値引サービスを利用して予約を行った以降に、利用を認めない設定に変更しても、当該予

約に関する即値引き利用サービスの適用は変更されないこと

3. 利用者が予約者による本件値引サービスの利用を認めている場合、当社は、予約者に対して、利用者の予約を対象として本件値引サービスを提供することができます。
4. 利用者が本件値引サービスの利用を認めている場合であっても、利用者の飲食サービスを本件値引サービスの対象とするかは当社の任意の判断で決定します。

第12条の2（本件値引サービスの運用）

1. 利用者は、予約者が本件値引サービスを利用した場合は、別紙の定めに従い、お会計金額から代金値引きを行います（以下、当該値引額を「本件値引額」といいます）。
2. 利用者は、本件値引額を予約者に誤請求した場合、自らの責任と費用負担により、予約者に対して誤請求分を返金する義務を負います。ただし、予約者の明示的な承諾を得た場合であって、当社が別途定める変更処理可能日までに対応する場合に限り、返金に替えて、本件値引手段の返却対応とすることができます。
3. 当社は、利用者が前項のいずれの対応も行わない場合は、当社の任意の判断により、予約者に対して、利用者の誤請求分に相当する本件値引手段の返却または返金を行うことができます。
4. 前項の対応にかかる費用は利用者の負担とします。当社は、本利用料と合わせて請求する方法その他任意の方法で利用者に対して当該負担額を請求します。
5. 利用者は、予約者に対して、本件値引サービスの利用を拒否すること、利用しないよう打診すること、利用に際して手数料を要求したりするなど、その方法を問わず、本件値引サービスの利用を妨げたり、予約者を不利に扱ってはなりません。
6. 利用者が、本件値引サービスが利用された予約をキャンセルかつ再予約した場合（利用者が予約台帳サービスを連携している場合において、予約台帳からキャンセルおよび再予約した場合等をいいます）、当該再予約には、本件値引サービスが適用されていない場合があります。この場合、利用者は、予約者に対して、本件値引サービスが適用されていないことの承諾を得る等の対応をする必要があり、予約者が当社または利用者に対してクレーム等を行ったときは、利用者の責任で対応および解決する必要があります。

第13条（本件値引サービスに関する順守事項）

1. 利用者は、本件値引サービスと類似するサービスや特典を自らユーザーに対して提供している場合、ユーザーが本件値引サービスと混同または誤解するおそれのある表示等をしないものとします。
2. 不正防止の観点により、利用者は、本件値引サービスに関して以下の各号に定める行為を行うことはできません。
 - (1) 意図せず本件値引手段を獲得した場合を含めて、本件値引手段を利用する行為（利用者の関係者をして利用して利用する行為、また、他の利用者の飲食サービスの予約で利用する行為を含みます）
 - (2) 前号に類似する行為

第14条（本件値引額の支払）

1. 当社は、予約者の来店日の翌月末日までに、本件値引額相当額を、当社所定の方法で利用者が登録した利用者名義の銀行口座に振り込みする方法により支払ます。なお、振込手数料は当社が負担します。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、以下の各号に掲げる場合は、本件値引額相当額の支払を留保することができます。ただし、緊急やむを得ない場合を除き、当社は事前に利用者に対しその理由を開示します。
 - (1) 利用者が当社所定の方法で利用者名義の銀行口座を登録しない場合
 - (2) 利用者が指定した銀行口座が存在しない場合
 - (3) 利用者が前条第2項に違反するおそれがあると当社が判断した場合

3. 当社は、前項に基づき本件値引金額相当額の支払の留保を開始してから3ヶ月間、利用者が前項第1号または第2号の状態を是正しなかった場合または前項第3号の疑義が解消されない場合は、本件値引額相当額の支払義務を免れます。
4. 第1項および第2項第1号の登録は、本連携サービス利用契約期間中に行う必要があります。利用者が当該登録を行わないまま本連携サービス利用契約が終了した場合、当社は、別途当社が個別に承諾した場合を除き、本件値引額相当額を利用者に支払う責任を負いません。

第15条 (Yahoo!リザーベーションマネージャーのオプションサービスの利用)

1. 当社は、本連携サービスの内容を追加等するオプションサービス（以下「YRM オプションサービス」といいます）を提供する場合があります。
2. 利用者は、当社が提供する YRM オプションサービスの利用を希望する場合、当社が別途定める YRM オプションサービスの利用条件に同意して、当社所定の手続きにて申し込むものとします。
3. YRM オプションサービスの対価その他各利用条件は、別途個別に当社が定めるところによります。なお、YRM オプションサービスの利用条件に定めがない事項は、本個別約款の定めが適用されます。

第2章 本利用料

第16条 (本利用料)

1. 本利用料は、当社所定の料金表 (https://s.yimg.jp/images/reservation/rm/pdf/agreement_price.pdf 当社が URL を変更した場合は変更後の URL とします) に記載のとおりとします。
2. 当社と利用者との間で本連携サービス利用契約が成立した場合、利用者は、当社が本個別約款の定めに基づき本連携サービスの全部または一部の利用を停止している場合その他いかなる場合も、本利用料の支払義務を免れることはできず、また、いかなる場合であっても、支払済みの本利用料の返金を求めることはできません。
3. 当社は、当社の判断により本利用料を変更することができます。この場合、当社は、あらかじめ届出のあった利用者のメールアドレスにメールを送信する方法、管理画面上で表示する方法または当社が適当と判断する方法により、本利用料を変更する旨および変更後の本利用料の内容ならびにその効力発生日を利用者に周知します。
4. 当社は、前項に基づく本利用料の変更が利用者に重大な不利益を及ぼすと判断する場合、相当の猶予をもって事前に周知するものとします。この場合、利用者が本利用料の変更の効力発生日の7営業日前までに当社所定の方式により本連携サービス利用契約を終了させる旨の申し出をしない限り、利用者は当該変更に同意したものとみなします。
5. 前項に基づき利用者が本連携サービス利用契約を終了させる旨の申し出をした場合、本連携サービス利用契約は本利用料の変更の効力発生日の前日をもって終了します。
6. 前項の場合でも、利用者は、本連携サービス利用期間中の本利用料の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの本利用料の返金を求めることはできません。

第17条 (本利用料の支払)

1. 利用者は、本利用料に、消費税および地方消費税が賦課される場合はその額を加算して、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 利用者は、対象施設において、本連携ツールを介しない予約のキャンセルもしくは変更、または予約者の不來店等があったときは、当社所定の日までに、本連携ツールを用いて変更処理を行うものとします。利用者が当該日までに変更処理を行わなかった場合には、飲食サービスが提供されたとみなし、本利用料の支払義務が生じます。

3. 来店人数の追加、コース価格の増額その他本利用料の金額が増加する変更があったときは、利用者が本連携ツールを用いて当該変更にかかる変更処理を行わなかった場合でも、当社は、利用者に対し、当該変更による本利用料の増加額を請求することができます。
4. 利用者が第2項のキャンセルまたは不来店等の変更処理を行っていない予約に対し、本件値引サービスが利用されていることが発覚した場合、本件値引額相当額は利用者には支払われません。既に当社が利用者に対して本件値引額相当額を支払った後に当該事実が発覚した場合、当社は次回の本利用料の請求に加えて過払い額を請求することができます。
5. 当社が、本利用料その他本契約に基づき利用者に請求する金額の支払方法として、本利用料または当該金額の債権（以下「本債権」といいます）を当社の指定する代金収納会社（以下「指定代金収納会社」といいます）に譲渡する方法を指定した場合、利用者は、異議なくこれを承諾します。
6. 前項の場合、本債権の支払時期および支払方法は、指定代金収納会社の定めによります。また、本債権の支払に要する銀行口座への振込手数料等の負担についても、指定代金収納会社の定めるところによります。
7. 第5項の場合、当社は、指定代金収納会社に対し、本債権の譲渡および指定代金収納会社が本債権を利用者に対し請求するために必要な情報（本連携サービスの利用に関する業務に従事する利用者の役職員の個人情報を含みます）を利用者に代わって提供することができ、利用者は本連携サービス利用契約をもってこれに同意し、また利用者の役職員から同意を得ていることを保証するものとします。
8. 当社は、利用者に事前に通知することで、本利用料の支払方法を変更することができます。

第18条 （遅延利息）

利用者が当社に対して負担する金銭債務の支払を遅滞した場合、当社は、利用者に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

第3章 利用者の義務等

第19条 （本連携サービス利用の順守事項、表明保証等）

1. 利用者は、本連携サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を順守します。
 - (1) 本連携サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアおよび人材を自らの費用で用意し、維持すること
 - (2) 個人情報の保護に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、その他の法令（条約、条例およびこれらの法令に基づく行政処分を含みます）、関係官庁の定める通達およびガイドライン、慣習、業界団体等の定める自主基準および規制ならびにその他商品およびサービス等に関する諸基準（以下、総称して「法令等」といいます）を順守すること
 - (3) 本個別約款等に定める基準を満たしているか判断するために必要な情報を、本個別約款等の定めまたは当社の求めに応じ、適時に提供すること
 - (4) 対象施設ページに第三者の広告を掲載しないこと
 - (5) 定期的に本連携ツールにアクセスし、予約の有無、キャンセル、変更等の確認を行うこと
 - (6) 本連携ツールならびに当社が本連携サービスにおいて提供するシステム、コンピュータープログラムまたはコンテンツ等を複製、改変、解析等しないこと
 - (7) 当社の許可なく、「ヤフー」、「Yahoo!」、「Yahoo! JAPAN」、「PayPay」、「LINE」などの当社または第三者のサービスマーク、ロゴ、商号、著作権表示等またはこれらに類似するサービスマーク、ロゴ、商号、著作権表示等を使用しないこと
 - (8) ユーザーからの対象施設の営業、予約もしくはそのキャンセル、変更および対象施設ページに関する連絡または問い合わせ（当社が一次サポートとして受け付け、利用者に対応を求めた問い合わせを含みま

す)に誠実に対応すること

- (9) 法令等や公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するおそれがある行為を行わないこと
 - (10) その他当社が不適切と判断する行為を行わないこと
2. 利用者は、本連携サービス利用契約の有効期間中、当社に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 対象施設が実在し、飲食サービスの予約を受け付け、かつ、飲食サービスの提供を行っていること
 - (2) 対象施設を営業するために必要な許認可や許諾を自らの責任と費用で取得していること
 - (3) 法令等に従い、対象施設ページにおいて必要な事項を正確に表示していること
 - (4) オーナーが存在する場合、オーナーとの契約に基づき、オーナーが事業主として経営する対象施設に関し、利用者が本連携サービスを利用し、本連携ツールを用いて情報管理することについて、正当な権限を有していること
 3. 利用者は、本連携サービス利用契約の有効期間中および本連携サービス利用契約終了後も、当社に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 本連携サービス入稿情報が第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権、肖像権その他一切の権利を侵害するものではないこと
 - (2) 対象施設の営業または本連携サービスの利用に関して、当社が第三者から知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他の権利を侵害するとしてクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など、その内容を問わず、また訴訟の係属の有無を問いません）を受けた場合、利用者の責任と費用により解決し、当社にいかなる迷惑もかけないこと（ただし、当該クレームが当社の故意または重過失により発生した場合はこの限りではありません）
 - (3) 対象施設の営業、予約もしくはそのキャンセル、変更または本連携サービスの利用に関して、利用者とオーナー間、利用者もしくはオーナーとその顧客間、または利用者もしくはオーナーとユーザー（予約者のほか、問い合わせ等をしたものを含みます）間でトラブルまたは紛争等が発生した場合、利用者の責任と費用により解決し、当社にいかなる迷惑もかけないこと（ただし、当該トラブルまたは紛争等が当社の故意または重過失により発生した場合はこの限りではありません）
 - (4) 前二号の場合、当社が必要と判断して対応を行ったときに当社に発生した費用を補償すること（ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません）

第20条（帳簿の保存）

1. 利用者は、予約に関連する予約台帳、予約者との通信内容、飲食サービスの提供その他の当社所定のデータまたは資料（以下「取引関連データ等」といいます）を、当該予約日から7年間は利用者の事務所内に保存するものとします。
2. 利用者は、当社からの要求を受けた場合、取引関連データ等を当社に対して直ちに開示するものとします。
3. 前項の閲覧の結果、当社が実際に支払われた額よりも支払われるべき金銭債務の額が多いことを発見した場合、利用者は、直ちに差額および当社が確認に要した費用を当社に支払わなければなりません。

第21条（当社による対象施設ページ等での広告等の掲載）

1. 当社は、対象施設ページその他飲食予約施設情報が掲載された当社サービス上に第三者（利用者の競合である場合も含みます）の広告を掲載および配信することができます。この場合、当社が当該広告掲載および配信のための販売活動を行うものとし、当該広告販売から得られる収入は全て当社に帰属します。
2. 前項に基づく広告の掲載のほか、当社は、当社の任意の判断により、ユーザーの利便性または当社サービスの利用促進を考慮して、対象施設ページに当社サービスに掲載される情報（ユーザーの口コミ情報を含みます）の全部もしくは一部を掲載し、または当社サービスもしくは当社の提携先のサービスに関するウェブサイトへのリンクを設置することができます。

第4章 情報管理等

第22条 (予約情報、個人情報等)

1. 利用者は、本連携サービスに関するユーザー（予約者のほか、問い合わせのみ行った者を含みます。以下、本条において同じ）の予約情報および個人情報（氏名、住所、生年月日、金融機関の口座情報、個人の身体、財産、社会的地位等に関する事実および評価など、単独または複数の組み合わせにより特定の個人を識別することができる情報をいい、Yahoo! JAPAN ID、パスワード、メールアドレス、通信ログ、クッキー情報を含みます。以下同じ）を、次の各号のとおり取得します。
 - (1) ユーザーの予約情報および個人情報は、ユーザーが予約を行った時点その他 PayPay グルメの各種機能からユーザーが PayPay グルメに当該情報を提供した時点で、利用者と当社がそれぞれ取得し、管理します（以下「本件同時取得」といいます）。
 - (2) 前号の定めにかかわらず、LINE 連携サービスに基づく予約情報および個人情報その他本連携サービスに関してユーザーが LINE の各種機能から当社に提供する個人情報について、当社は、利用者に対して、ユーザーからこれらの情報を受領する都度、当該情報を提供します（以下「本件情報提供」といいます）。
2. 前項の定めにかかわらず、ユーザーのメールアドレスその他当社の任意の判断により決定する範囲の予約情報および個人情報については、当社が別途承諾しない限り、本件同時取得および本件情報提供の対象となりません。
3. 当社は、第1項の情報および本連携サービスの利用に関する業務に従事する利用者の役職員の情報を含む本連携サービスに関して利用者が保有する情報のうち、当社に保管されている情報（以下「保管利用者情報」といいます）を、当社の定める基準に従い、厳正に取り扱います。また、保管利用者情報に含まれる個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を、個人情報の保護に関する法律および管轄官庁のガイドラインならびに当社の定める基準に従い講じます。
4. 本連携サービス利用契約が終了した場合または利用者から請求を受けた場合、当社は保管利用者情報を、当社の定める基準に従い必要な対応等を講じた上で削除するものとします。利用者は、当社が当該対応等を講じるために、削除に一定の期間を要する場合があることをあらかじめ了承するものとします。
5. 利用者は、本件同時取得または本件情報提供に基づき取得したユーザーの予約情報および個人情報を利用する場合その他本連携サービスの利用に関連してユーザーの個人情報を取得、利用等する場合、個人のプライバシーの保護に十分注意し、個人情報の保護に関する法律および管轄官庁のガイドラインの趣旨に従い、善良な管理者の注意義務をもって適切に取り扱うものとし、漏えい、不正アクセス、目的外利用、不正利用等（以下「漏えい等」といいます）の防止に努めなければなりません。
6. 利用者は、ユーザーの予約情報および個人情報の利用目的その他の取扱い方針を定めたプライバシーポリシーを準備し、当社が別途定める場所に入稿します。
7. 利用者が前項の入稿を行った場合、利用者は入稿したプライバシーポリシーの範囲を超えてユーザーの予約情報および個人情報を利用することはできません。また、利用者が前項の入稿を行わなかった場合、利用者はユーザーの予約情報および個人情報を、次の各号に定める目的以外で利用することはできません。
 - (1) 予約の確認、問い合わせ対応その他予約に関してユーザーと必要な連絡をとること
 - (2) 市場調査、マーケティング、メニューやサービスの研究開発改善または販売促進目的の分析に利用すること
8. 利用者は、利用者、オーナーまたはそれらの委託先からユーザーの予約情報または個人情報が漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対応しなければなりません。
9. 前項の場合、利用者は、漏えい等の事実を直ちに当社に報告のうえ、漏えい等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を策定、実施するものとします。また、当該再発防止策の策定、実施後、直ちに当社に書面にて再発防止策の内容を報告するものとします。
10. 当社は、利用者が報告した再発防止策の内容が不十分であると認めた場合、その他当社が必要と認める場合、

利用者に当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置、指導を行うことができるものとし、利用者はこれに従うものとし、

11. 利用者は、利用者またはオーナーの責めに帰すべき事由により、ユーザーの予約情報または個人情報の漏えい等によって当社、ユーザーその他の第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第23条 (本連携ツール入稿情報の使用許諾等)

1. 利用者は、本連携サービス利用契約の有効期間中および本連携サービス利用契約終了後も、当社に対し、次の各号に定めるとおり、当社が本連携ツール入稿情報を使用することを無償で許諾します。また、本連携ツール入稿情報に利用者または利用者に対する権利許諾元に著作権が帰属する著作物が含まれる場合であっても、利用者は、当社が本条による許諾に基づいて本連携ツール入稿情報を使用することに対して、著作者人格権を行使せず、また、著作者に行使させないものとし、
 - (1) 本連携ツール入稿情報の全部または一部を任意に選択して複製・加工・編集し、またはほかの情報素材などと組み合わせて当社サービス内に掲載すること
 - (2) 本連携ツール入稿情報の全部または一部を当社サービスの販売促進および宣伝のために使用すること（当社または第三者の検索サービスから当社サービスへの誘導を向上させるため、当該第三者に提供することを含みます）
 - (3) ユーザーが当該ユーザーのサービス（当該ユーザーが管理運営するウェブサイトや当該ユーザーが開発したアプリケーションを含みますが、これらに限りません）または第三者が行うサービスにおいて本連携ツール入稿情報を表示すること（当該ユーザーがその表示のために必要な範囲に限り、本連携ツール入稿情報を複製し、公衆送信することを含みます）を再許諾すること
 - (4) 前各号のほか、日本の国内外で非独占的に利用すること（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案および出版ならびに第三者へサブライセンスすることを含みます）
2. 利用者は、当社に対し、前項第 1 号に基づき当社が当社サービス内で本連携ツール入稿情報を掲載する際、当社が本連携ツール入稿情報の情報提供元として利用者およびオーナーの商号、サービスマーク、ロゴ等の標章を当社サービス内に表示することを無償で許諾します。
3. 利用者は、オーナーまたは権利許諾元との契約に基づき、当社に対して前二項の許諾を行うことについて、正当な権限を有していることを保証します。
4. 利用者は、予約施設情報に個人情報が含まれる場合、利用者から当社に対する当該個人情報の提供または当社のプライバシーポリシーに基づく当社による当該個人情報の取り扱いに関して、当該個人情報によって識別される特定の個人から適切かつ適法に同意を得ていることを保証するものとし、
5. 当社は、当社が取得したプライバシーに関する情報（ユーザー投稿情報、当社がユーザーから取得したクリックデータおよびアクセスログを含みます）を、当社のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとし、
6. 利用者は、当社が第 1 項および基本約款に基づき第三者に飲食予約施設情報の利用を再許諾することに伴って当該第三者に対して対象施設ページへのリンクの設定を委託するまたは許諾することができること、また、当該第三者により掲載された対象施設ページ上で受け付けた予約にかかる本利用料を利用者が負担することをあらかじめ承諾します。

第 5 章 一般条項等

第24条 (免責)

1. 本連携サービス利用契約における当社の責任は、本連携サービスの提供に限られ、これ以外については、当社が別途定める場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 利用者は、本連携ツールは当社がその時点で保有している状態で提供するものであり、バグなどの不具合が

一切ないこと、本連携サービス、本連携ツールおよびこれらの利用が第三者の権利を侵害しないこと、本連携サービスが利用者またはオーナーの初期の目的、要求および利用態様に適合することならびに利用者またはオーナーによる本連携サービスの利用が法令等に適合することについて、当社が保証するものではないことを承諾します。利用者は、本連携サービスが利用者またはオーナーの初期の目的、要求および利用態様に沿った機能や適合性を有しているか、自らの責任で確認するものとします。

3. 当社は、本連携ツールにバグなどの不具合がある場合、その修正または改良等するよう努めるものとします。ただし、当社は、当該不具合を完全に修正または改良等する義務を負いません。
4. 当社は、ユーザーからの対象施設の営業、予約もしくはそのキャンセル、変更および対象施設ページに関する連絡または問い合わせ（当社が一次サポートとして受け付け、利用者に対応を求めた問い合わせを含みます）に対応する責任を負いません。なお、当社は、ユーザーに対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあります。それに起因して利用者またはオーナーに損害が発生したとしても、当該損害について賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失により当該損害が発生した場合は、この限りではありません。
5. 当社は、利用者またはオーナーが本連携サービスを利用し、または利用できなかったこと（当社による本連携サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本連携ツールの利用による情報の削除もしくは消失もしくは機器の故障もしくは損傷、利用者が本連携ツールを利用してやり取りしたメッセージの削除または消失等をいいます）その他本連携サービス利用契約に関連して利用者またはオーナーに発生した損害について、金銭的補償を含め賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失により利用者またはオーナーに損害が発生した場合は、この限りではありません。
6. 当社は、事由を問わず、当社が本連携サービスの全部または一部を変更または廃止したことにより利用者またはオーナーに発生した損害について、賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失により利用者またはオーナーに損害が発生した場合は、この限りではありません。

第25条 （当社の賠償責任）

1. 第 24 条の定めにより当社の損害賠償責任が免責されている場合を除いて、当社の故意または重過失により利用者またはオーナーに損害が発生した場合、当社は、利用者に対し、当該損害を賠償します。
2. 前項に定める当社による損害賠償額は、損害の原因となる事実が発生した時点からさかのぼって 12 ヶ月の間に利用者が当社に支払った本利用料相当額を上限とします。
3. 当社は、利用者が希望した場合、金銭的な補償に変えて当社のサービスの提供をもって利用者に対する損害の賠償とすることができます。

第26条 （当社による本連携サービス提供の中止または停止等）

1. 当社は、本連携サービスを利用する対象施設について、当社と利用者自ら、オーナーまたは第三者との間で本連携サービスの利用に関する別途の契約がある場合、利用者何らの通知をすることなく、予約の受付を停止し、対象施設ページの全部または一部を非公開にし、当社サービス内から対象施設ページへのリンクを削除し、もしくは本連携ツールのアクセス権限を停止するなど、本連携サービスの全部または一部の提供を中止または停止すること、また、対象施設ページおよび本連携ツール上に記録された情報の全部または一部を削除することができます。また、当社は、利用者に対する何らの通知または催告なしに、直ちに本連携サービス利用契約の全部または一部につき、その履行を停止し、または本連携サービス利用契約を解除することができます。
2. 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合、利用者何らの通知をすることなく、予約の受付を停止し、対象施設ページの全部または一部を非公開にし、当社サービス内から対象施設ページへのリンクを削除し、もしくは本連携ツールのアクセス権限を停止するなど、本連携サービスの全部または一部の提供を中止または停止すること、また、対象施設ページおよび本連携ツール上に記録された情報の全

部または一部を削除することができます。

- (1) 利用者もしくはオーナーによる本連携サービスの利用態様が法令等または本個別約款等に反する場合
またはそのおそれがある場合
 - (2) 対象施設で予約を受け付けることができる人数、時間帯等が不相当に少ない等の理由により、PayPay グルメを利用した予約が困難な場合やそのおそれがある場合
 - (3) ユーザーへの飲食サービス内容が著しく低下した等の理由により、ユーザーから苦情が発生した場合やそのおそれがある場合
 - (4) 対象施設に予約の機会を提供することが不相当であると当社が認めた場合
 - (5) 対象施設ページが当社サービス内からのリンク先にふさわしくないと当社が認める場合
 - (6) 利用者、オーナーまたはそれらの代表者の法令等違反につき調査の必要が発生した場合
 - (7) 利用者またはオーナーが当社またはユーザーに対して負う義務を履行しない場合またはそのおそれがある場合
 - (8) 利用者またはオーナーの行為または対応がユーザーの生命、身体、名誉もしくは財産に被害を及ぼした場合またはそのおそれがある場合
 - (9) 対象施設の営業を廃止する場合
 - (10) 対象施設の一部または全部を休業する場合
 - (11) 対象施設の営業に関連する法令等により関係官公署所から勧告、指導、または処分を受ける事態が発生した場合
 - (12) 対象施設を営業するために必要な許認可や許諾につき、取消し、却下、変更の拒絶、不受理等の事情により取得できなかった場合
 - (13) 対象施設で顧客（予約者を含みますが、これに限られません）が死亡または身体上重大な障害を受ける事態、または食中毒事故等が発生した場合
 - (14) 利用者が自己の破産手続き開始、特別清算開始、民事再生手続き開始または会社更生手続き開始を申し立てようとするとき、または申し立てられた場合
 - (15) 利用者に第 29 条第 1 項または第 2 項各号に定める事由が発生した場合
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、利用者に事前に、あらかじめ届出のあった利用者のメールアドレスにメールを送信する方法、管理画面上で表示する方法または当社が適当と判断する方法で通知のうえ、本連携サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができます。ただし、緊急を要する場合または事前に通知することが不可能な場合は、事前の通知は行わず、事後速やかに、あらかじめ届出のあった利用者のメールアドレスにメールを送信する方法、管理画面上で表示する方法または当社が適当と判断する方法で通知します。
- (1) 当社がシステムの保守または点検を行う場合
 - (2) 当社サービスの全部または一部の提供を停止等した場合
 - (3) 火災、停電、通信回線の事故または天災地変などにより、本連携サービスの提供が不可能となった場合
 - (4) 前各号のほか、当社サービスの運用上または技術上、当社が必要と判断した場合

第27条 （有効期間）

1. 本連携サービス利用契約は、第 3 条第 6 項に定める契約成立日に発効し、当該契約成立日から起算して 6 ヶ月が経過する月の末日まで有効とします。
2. 本連携サービス利用契約の有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、当社または利用者から本連携サービス利用契約を終了する旨、当社所定の方式による通知がない場合、本連携サービス利用契約は 6 ヶ月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 前二項の定めにかかわらず、基本約款に基づき本サービス利用契約の全部が終了する場合、本連携サービス利用契約の全部も同時に終了するものとし、また、本連携サービスを利用している一部の対象施設につ

いて本サービス利用契約が終了する場合、当該対象施設の範囲に限って本連携サービス利用契約も同時に終了します。

4. 前二項の定めに基づいて本連携サービス利用契約の全部または一部を終了した場合でも、利用者は、本連携サービス利用期間中の本利用料の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの本利用料の返金を求めることはできません。なお、利用者が基本約款に基づいて本サービス利用契約の全部または一部を解約した場合、または当社が基本約款に基づいて本サービス利用契約の全部または一部を解除した場合、当社は、利用者に対し、本連携サービス利用契約の有効期間満了日までの期間に対応する本利用料を一括して請求することができます。

第28条 (中途解約)

1. 当社は、2週間前までの通知をもって、いつでも本連携サービス利用契約の全部または一部を解約し、全部または一部の対象施設による本連携サービスの利用を終了することができます。
2. 利用者は、当社所定の方式により、各月の20日までに当社に申し出た場合は当月末日をもって、また、各月の21日以降に当社に申し出た場合はその翌月末日をもって、本連携サービス利用契約の全部または一部を解約し、全部または一部の対象施設における本連携サービスの利用を終了することができます。この場合、当社は、利用者に対し、本連携サービス利用契約の有効期間満了日までの期間に対応する本利用料を一括して請求することができます。
3. 前二項の定めに基づいて本連携サービス利用契約の全部または一部を解約し、全部または一部の対象施設における本連携サービスの利用を終了した場合でも、利用者は、本連携サービス利用期間中の本利用料の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの本利用料の返金を求めることはできません。

第29条 (解除、期限の利益の喪失等)

1. 当社または利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本連携サービス利用契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができます。
 - (1) 本個別約款等に定める義務の全部または一部に違反したとき
 - (2) 基本約款第21条第1項第2号から第6号までに定める事由のいずれかに該当するとき
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本連携サービス利用契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができます。
 - (1) 対象施設が席の予約を受け付けることができる飲食店に該当しない等、利用者の本連携サービスの申込み内容が本個別約款等に反していたことが判明したとき
 - (2) 当社の別途指定する方法により本利用料を支払うことができなくなったとき
 - (3) 利用者の信用状態が悪化したと当社が判断したとき
 - (4) 対象施設や飲食サービス等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本連携サービスの利用を当社がふさわしくないと判断したとき
 - (5) 利用者、オーナー、それらの代表者または利用者もしくはオーナーの指定する従事者と連絡がとれなくなったとき、または利用者もしくはその代表者の意思が確認できないとき
 - (6) 当社の信用を棄損する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (7) 本個別約款等に定める支払期日もしくは指定代金収納会社が定める指定期日を遅延したときその他当社が指定した方法により支払うことができない事情が発生したとき
 - (8) 利用者が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本連携サービス利用契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (9) 利用者が法人の場合において、その代表者が死亡し、利用者が本連携サービス利用契約に定める義務を

履行できないと当社が判断したとき

- (10) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、当社が本連携サービス利用契約を継続することを不相当と判断したとき
 - (11) 法令等または公序良俗に違反したとき
 - (12) 第 26 条第 2 項第 9 号から第 13 号までに定める事由のいずれかに該当するとき
 - (13) その他、利用者との契約を継続できないと当社が判断したとき
3. 利用者が第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当する場合、利用者は、当社に対する全ての債務（本連携サービス利用契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければなりません。
 4. オーナーに第 1 項第 2 号または第 2 項第 10 号または第 11 号と同等の事情が発生した場合、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに当該オーナーが事業主である対象施設に関する本連携サービスの利用を停止することができるほか、直ちに本連携サービス利用契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができます。
 5. 第 1 項、第 2 項または第 4 項の定めに基づいて当社が本連携サービス利用契約を解除した場合、当社は、利用者に対し、本連携サービス利用契約の有効期間満了日までの期間に対応する本利用料を一括して請求することができます。なお、第 1 項の定めに基づいて利用者が本連携サービス利用契約を解除した場合でも、利用者は、本連携サービス利用期間中の本利用料の支払義務を免れることはできず、また、支払済みの本利用料の返金を求めることはできません。
 6. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

第30条 （本連携サービス利用終了時の措置等）

1. 利用者は、第 27 条第 2 項に基づく更新拒絶通知もしくは第 28 条第 2 項に基づく中途解約の申し出または基本約款に基づく更新拒絶通知もしくは基本約款に基づく中途解約の申し出をした場合、速やかに、本連携ツールより、本連携サービスの利用を終了する対象施設について、本連携サービスの利用終了後を来店日時とする予約の受付を停止するものとします。なお、利用者が当該停止を行わない場合、当社は、本連携サービス利用契約の終了前であっても、対象施設情報の掲載を停止するなど、本連携サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
2. 本連携サービス利用契約の終了等により全部または一部の対象施設における本連携サービスの利用が終了した場合であっても、利用者は、本連携サービスの利用が終了した対象施設に関する予約の確認、変更、キャンセル等の処理を、予約者の最終来店日が属する月の翌月 3 日 23:59 までの期間、継続して行うものとします。なお、当該期間中、利用者による本連携ツールの利用に関して、本契約の定めが有効に存続します。
3. 当社は、本個別約款に基づき本連携サービスの利用を終了する対象施設について、本連携ツールのアクセス権限を停止し、対象施設ページおよび本連携ツール上に記録された情報を削除すること、予約のキャンセル処理をすること、また、対象施設における本連携サービスの利用が終了した旨をユーザーに直接連絡することができます。
4. 利用者は、本連携サービス利用契約が終了した場合または一部の対象施設による本連携サービスの利用が終了した場合であっても、当社が前項に基づき対象施設ページ等を削除するまでの間に成立した予約については、予約者の希望に応じて、当該予約者に対し、本連携サービスにより受け付けた予約内容に相当する飲食サービスを提供するものとします。
5. 利用者は、本連携サービス利用契約が終了した場合または一部の対象施設による本連携サービスの利用が終了した場合、本連携サービスにより受け付けた予約を予約者が何らの責任を負うことなくキャンセル処理できることをあらかじめ承諾します。
6. 本連携サービス利用契約終了時または一部の対象施設による本連携サービスの利用終了時に、利用者に未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本連携サービス利用契約の条件が適

用されます。

7. 本連携サービス利用契約終了後または一部の対象施設による本連携サービスの利用終了後においても、第12条の2（本件値引サービスの運用）第2項、第3項、第4項および第6項、第14条（本件値引額の支払）、第17条（本利用料の支払）第4項、第19条（本連携サービス利用の順守事項、表明保証等）第3項、第20条（帳簿の保存）、第22条（予約情報、個人情報等）、第23条（本連携ツール入稿情報の使用許諾等）、第24条（免責）、第25条（当社の賠償責任）、第28条（中途解約）第3項、第29条（解除、期限の利益の喪失等）第6項、本条の規定は有効に存続します。

2017年10月27日制定

2017年12月20日改定

2018年6月25日改定

2018年10月1日改定

2018年10月31日改定

2019年12月18日改定

2021年8月31日改定

2021年10月1日改定

2021年10月27日改定

2022年2月8日改定

2022年10月1日改定

2023年2月1日改定

2023年10月1日改定

2023年11月9日改定

	席の予約	席およびコース予約
お会計時の値引の運用	<ol style="list-style-type: none"> お会計金額から予約時値引設定額を控除する。 予約時値引設定額がお会計金額より高額の場合は、お会計金額を上回る最近似値になるように、予約時値引設定額を調整する。 <p>例：予約時値引設定額が金 10,000 円、お会計金額が金 7,450 円（税込）の場合、予約時値引設定額を金 7,500 円に調整のうえ、お会計金額から控除する。なお、この場合は、予約者の支払額は金 0 円となり、釣り銭は出ない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、お会計金額から予約時値引設定額を控除する。 予約変更等により、予約時値引設定額が予約金額を上回っている場合は、お会計金額から予約金額相当額を控除する。 <p>例：（予約変更等により）予約時値引設定額が金 10,000 円、予約金額が 6,000 円（税込）、お会計金額が金 11,000 円（税込）の場合、お会計金額から金 6,000 円を控除する。なお、残額の金 5,000 円は直接支払を受ける必要がある。</p>
例外運用	なし	上記 2 の場合において、利用者と予約者にトラブルが生じた場合で、やむを得ないときに限り、予約時値引設定額をお会計金額の近似値に調整した上で、当該調整後の金額を控除できる。
複数の本件値引手段が利用される場合の控除順序	<ol style="list-style-type: none"> 本件値引手段の内訳に Go To Eat ポイントが含まれる場合、利用者は、上記調整時において、Go To Eat ポイントを優先的に控除対象として調整する。 上記以外において、当社が控除順序を指定した場合、利用者は当該指定に従う。 	

※上記における調整可能金額単位は、別途当社から利用者に対してお知らせします。